

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第49号

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 本規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 職員</p> <p>高速鉄道事業に係る職員をいう。</p> <p><u>(嘱託職員を含む。)</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 本規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 職員</p> <p>高速鉄道事業に係る職員をいう。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>
<p>(組織体制)</p> <p>第5条 本市高速鉄道事業における安全の確保に関する体制は、第1図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 高速鉄道部<u>営業課長</u> (以下「<u>営業課長</u>」という。) 事故防止に関する事項を統括する。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(組織体制)</p> <p>第5条 本市高速鉄道事業における安全の確保に関する体制は、第1図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 高速鉄道部<u>管理課長</u> (以下「<u>管理課長</u>」という。) 事故防止に関する事項を統括する。</p> <p>(8) (略)</p>

2～4 (略)

(営業課長の責務)

第14条 営業課長は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、定期的に輸送の安全の確保に関する内部監査（京都市交通局事務処理規程第9条営業課6号「高速鉄道に係る内部監査に関すること」に基づくもの）を実施し、その結果をもとに事故の再発防止対策等安全性の向上を図るための施策を推進する。ただし、重大な事故・災害等が発生したとき及びその他必要と認められるときには、緊急に内部監査を実施するものとする。

2 (略)

(規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等)

第22条 (略)

2 安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録は、営業課長が適切に管理する。

2～4 (略)

(管理課長の責務)

第14条 管理課長は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、定期的に輸送の安全の確保に関する内部監査（京都市交通局事務処理規程第9条管理課第6号「高速鉄道に係る内部監査に関すること」に基づくもの）を実施し、その結果をもとに事故の再発防止対策等安全性の向上を図るための施策を推進する。ただし、重大な事故・災害等が発生したとき及びその他必要と認められるときには、緊急に内部監査を実施するものとする。

2 (略)

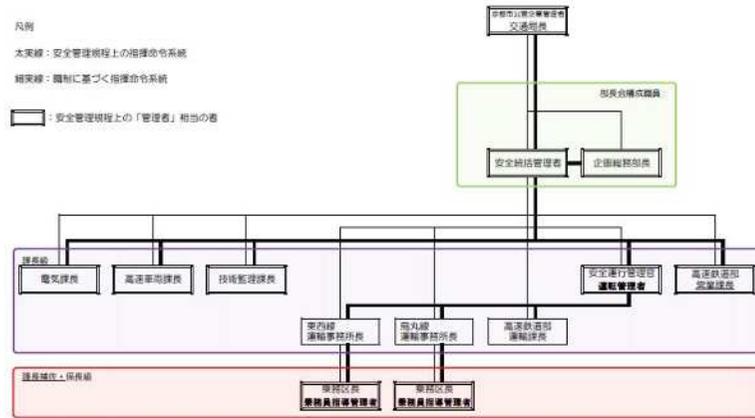
(規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等)

第22条 (略)

2 安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録は、管理課長が適切に管理する。

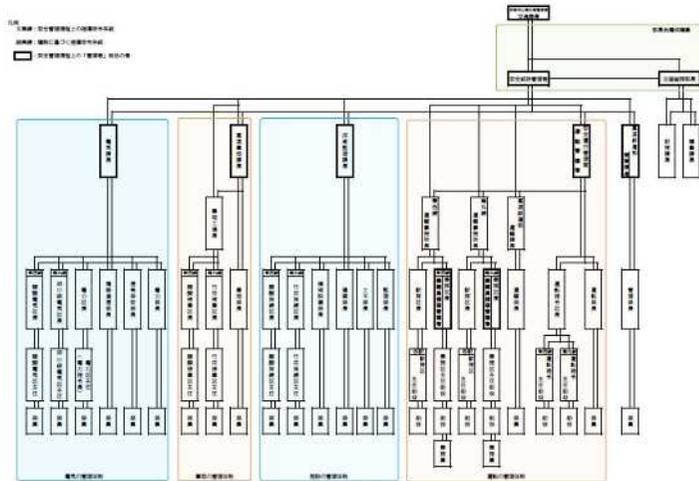
[第1図]

京都市高速鉄道 安全管理系統図 (主要)



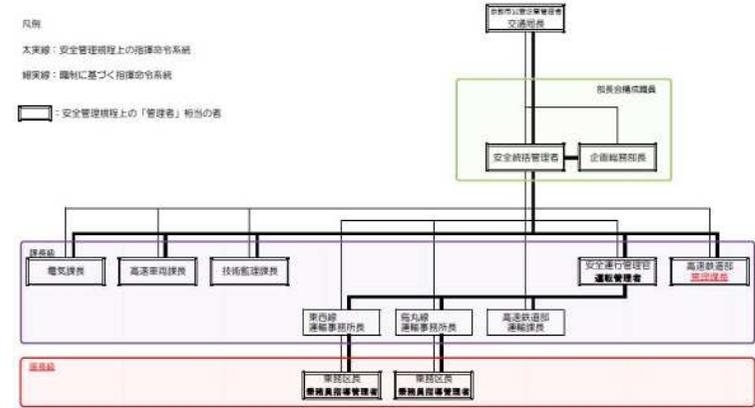
[第2図]

京都市高速鉄道 安全管理系統図 (全体)



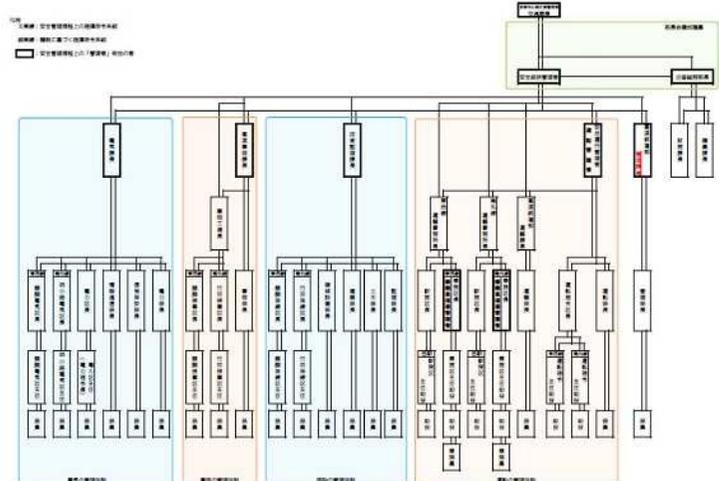
[第1図]

京都市高速鉄道 安全管理系統図 (主要)



[第2図]

京都市高速鉄道 安全管理系統図 (全体)



備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)